



相続一体化手続のご提案（司法書士のお手伝い）

一年の中でも、比較的過ごしやすい季節になりました。皆様、お元気で過ごしてでしょうか。

さて、今回も引き続き相続の話です。

相続の課題は、相続税と遺産分割協議の2つです。

相続税は、相続開始後10ヶ月以内に計算して納付します。税理士さんにお願いし、期限内に済ませることが必要です。

遺産分割協議は、相続人間の話し合いなので、当事者が工夫しながら、合意するまで続けることとなります。合意が困難な場合は弁護士さんの力を借りて解決まで対応することとなります。

今日は、以上の2つの課題の他に必要な遺産の整理・相続までの手続きについてお話します。（いずれも相続人からの委任があれば、司法書士がお手伝いできます。）

- ① 相続財産（遺産）の把握 不動産・預貯金・株式・保険その他
- ② 相続人の確定 戸籍（現在戸籍・除籍・原戸籍）住民票の入手
- ③ 相続人への文書による意向（遺産分割内容）調べ
- ④ 遺産分割協議書の作成
- ⑤ 相続登記手続、預貯金や投資信託等の名義変更、解約など

以上に分類できます。

上記の①から⑤までのどの段階も単独で行うことができますが、最初から最後までまとめて行うことも可能です。

もし、相続が発生若しくは近づいている場合は、事前にご連絡いただければ最初から最後までまとめてお手伝い（税理士や弁護士の紹介も含めて）できますので、ご連絡ください。



★相続登記義務化と過料★



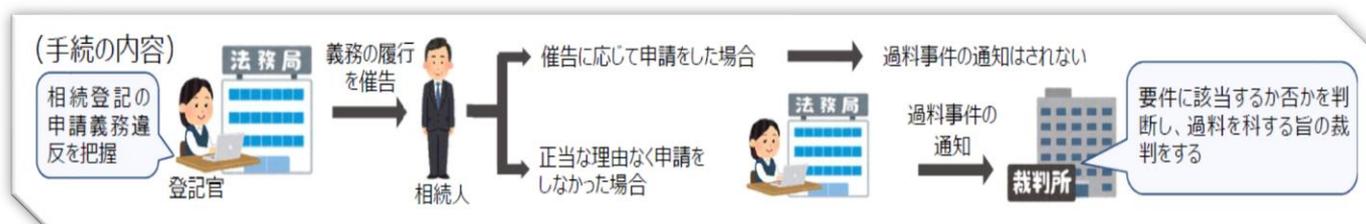
令和6年4月1日に始まる『相続登記』の義務化にあたり、当法人にもお問い合わせが増えていきます。

1. 相続登記の申請の義務化

- 相続や遺贈により不動産を取得した相続人に対し、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をすることを義務付ける。
- 遺産分割が成立した場合にはその内容を踏まえた登記申請をすることも義務付けている。
- 早期の遺産分割が難しい場合等には、①所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、②自らがその相続人である旨を、申請義務の履行期間内（3年以内）に登記官に対して申し出ること、申請義務を履行したものとみなす【**相続人申告登記**】。

「正当な理由」がないのに相続登記を怠った場合は**10万円以下の過料**に処する（改正不動産登記法第164条）。

2. 過料の手続き



① 申請の催告

登記官は、相続登記の義務に違反して過料に処せられるべき者があることを職務上知ったときは、申請義務に違反した者に対して相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告します。

② 過料通知

申請の催告にもかかわらず、その期限内に申請されないときに限り、登記官は遅滞なく、裁判所に事件を通知します。また、正当な理由があると認められた場合には、過料通知は行われません。

③ 過料決定

登記官から通知を受けた裁判所は、過料を科すか否か、科す場合には過料の金額を決定します。

申請の催告は、書留郵便又は信書便等の引受け及び配達記録を行う方法で行われ、相続登記を申請するように催告する内容のほか、登記申請をすべき不動産の情報、登記申請をすべき期限が記載され、「正当な理由」がある場合は具体的な事情を申告するように求められます。

3. 登記官が申請の催告を行う端緒とは

登記官は、次に掲げるいずれかの事由を端緒として、相続登記申請義務に違反したと認められる者があることを職務上知ったときに限り、申請の催告を行うものとする。

- ① 相続人が遺言書を添付して遺言内容に基づき特定の不動産の所有権の移転登記を申請した場合において、当該遺言書に他の不動産の所有権についても当該相続人に遺贈し、又は承継させる旨が記載されていたとき
- ② 相続人が遺産分割協議書を添付して協議の内容に基づき特定の不動産の所有権の移転の登記を申請した場合において、当該遺産分割協議書に他の不動産の所有権についても当該相続人が取得する旨が記載されていたとき

4. 「正当な理由」が認められる類型

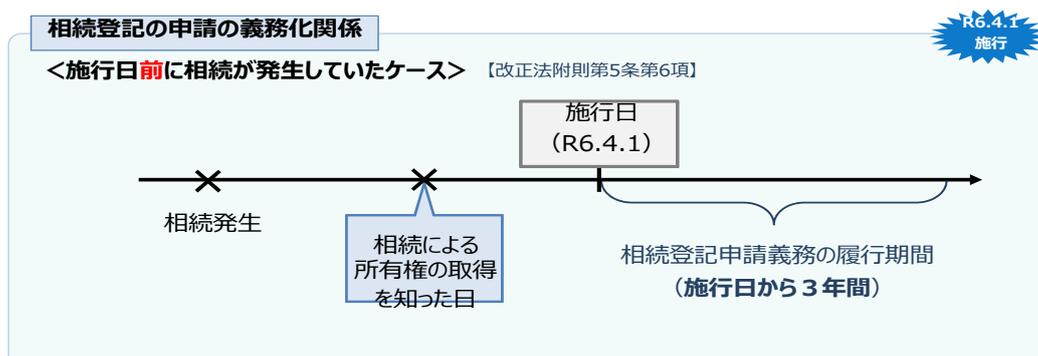
- ① 数次相続が発生して相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合
- ② 遺言の有効性等が争われている場合
- ③ 重病等である場合
- ④ DV 被害者等である場合
- ⑤ 経済的に困窮している場合

上記に該当しない場合であっても、個別の事案における具体的な事情に理由があり、正当性が認められる場合は、正当な理由があると認められる。

5. 経過措置

- 施行日（令和6年4月1日）前に所有権の登記名義人について相続の開始があった場合についても、相続登記の申請義務は課される。
- 申請義務の履行期間については、施行前からスタートしないように配慮される。具体的には、施行日とそれぞれの要件を充足した日のいずれか遅い日から法定の期間（3年間）がスタートする。

相続登記の申請の義務化に関する経過措置について



『無料相談会』開催のお知らせ

当法人にて休日無料相談会を下記のとおり開催します。
事前予約制のため、希望される方は、当方へ電話又はメールにてご予約ください。
また、お知り合いの方で相談会参加ご希望の方がおられましたら、お気軽にご連絡下さい。

開催日： 令和5年10月28日（土）
場 所： 司法書士法人アスネット 事務所
時 間： 各回最大50分

- ① 午前10時～ ② 午前11時～ ③ 午後1時～
④ 午後2時～ ⑤ 午後3時～ ⑥ 午後4時～



◇司法書士

相続に関する法律問題、遺言、成年後見、不動産登記全般 など

NPO 法人不動産の承継を成功させる会の紹介

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、一級建築士、不動産鑑定士、税理士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士等、土地建物に関するプロフェッショナルで構成。「土業のネットワーク」を足がかりにワンストップサービスの実現に向けて、

全員一丸となって邁進しています。参加方法は、NPO 法人のホームページ <https://www.f-shokei.or.jp> をご覧ください。お待ちしております。



☆ NPO法人不動産の承継を成功させる会 不動産承継セミナー ☆

次回予定は 2月17日(土)14:00～16:40 名古屋国際センター3F 第1研修室にて。

※ご相談も随時受け付けております。

発行者 〒464-0821 名古屋市千種区末盛通五丁目13番地 本山駅すぐ上



司法書士法人アスネット

司法書士 寺 町 敏 美 (代表特定社員)
司法書士 山 田 桂 (代表特定社員)
司法書士 寺 町 紘 人 (特定社員)

TEL 052-762-5064 FAX 052-762-5079

E-mail tsm-tera@gol.com

ホームページ <http://www.asnet-gr.com>